

# Weekly Report

第602日号  
令和3年5月24日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 教育資金の贈与に係る非課税措置の見直し

直系尊属である親や祖父母等（贈与者）から30歳未満の子や孫（受贈者）に対して、教育に充てる資金を一括贈与した場合に贈与税を非課税とする措置は、令和3年度税制改正において見直しが行われ、適用期限が令和5年3月まで延長されました。

### ◆教育資金の一括贈与が1500万円まで非課税

教育資金の非課税措置は、受贈者ごとに1500万円（塾や習い事など学校等以外に支払う費用は500万円が限度）まで贈与税を非課税とするもので、取扱金融機関で専用口座を開設し、贈与する資金の預入等を行い管理する必要があります（贈与を受ける前年における受贈者の合計所得金額が1千万円を超える場合は非課税措置の適用は受けられません）。

教育資金口座に係る契約は、受贈者が30歳に達した場合などに終了し、その時点で教育資金として使われなかった残額は贈与税の課税対象となります。

また、契約期間中に贈与者が亡くなった場合における残額の取扱いは、平成31年4月から相続

開始前3年以内の本措置による贈与について、亡くなった時点での残額が相続税の課税対象となっていますが、取扱いが見直されます。

### ◆本年4月以後の贈与から適用される取扱い

今年度改正により、契約期間中に贈与者が亡くなった場合は、相続開始前3年以内の贈与に限らず、亡くなった時点での残額を受贈者が相続等により取得したものとみなされます。

また、受贈者が贈与者の子以外（孫など）である場合は、残額について相続税額の2割加算が適用されます（代襲相続人となった孫は除く）。この取扱いは、本年4月以後の贈与に適用されます。

## 「一時支援金」の申請期限は5月31日

本年1月の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や外出自粛等の影響を受けて、1～3月のいずれかの月売上げが50%以上減少した全国の中小事業者等に対する「一時支援金」（法人60万円、個人30万円が上限）は、今月末が申請期限です。

ただし、申請期限に間に合わない理由がある方は、今月末までに①申請IDの発行、及び②マイページ上から延長の申し込みを行うことで、申請に必要な書類の提出期限が2週間程度延長されます。

なお、4月以降の緊急事態措置・まん延防止等重点措置による影響を受けた事業者への「月次支援金」（法人20万円/月、個人10万円/月が上限）は、6月中旬頃に申請受付が開始される予定です。

## 「事業再構築補助金」の第2回公募が開始

新型コロナの影響が長期化する中で、新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む中小企業等を支援するために1兆円超の予算を組んで実施している「事業再構築補助金」の第2回公募が開始されました（申請受付は5月26日開始予定）。今年度中にあと3回程度実施予定です。

なお、本補助金では緊急事態宣言の影響を受けて早期の事業再構築が必要な事業者に対し、補助率を3/4（中堅企業は2/3）に引上げ、優先的に審査する「緊急事態宣言特別枠」もあります。